

別記様式

随意契約結果書

| | |
|------------------------------|---|
| 物品等の名称及び数量 | 東予港浚渫事業搬出土砂処分業務 一式 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 吉永 宙司 香川県高松市サンポート3番33号 |
| 契約締結日 | 令和4年5月23日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 大新土木株式会社 四国営業所 愛媛県松山市築山町7番35号 |
| 契約金額(消費税及び地方消費税含む) | 97,501,800 円 |
| 予定価格(消費税及び地方消費税含む) | 97,501,800 円 |
| 随意契約によることとした理由 | <p>東予港中央地区では、平成30年8月から岸壁(-7.5m)が供用し、大型フェリーが運航を開始しているところであるが、航路(-7.5m)については暫定航路幅員150mでの供用となっており、現在航行する船舶の安全確保のため、港湾計画上の航路幅員190mへの拡幅工事中である。</p> <p>工事により発生する浚渫土砂(以下「発生土」という。)の処分先として、工事施工場所の近隣で、発生土の受入れが可能な容量があることが必要であり、公共・民間も含めて近隣を調査した結果、上記条件を満たす処分場は、大新土木株式会社(広島県呉市)が管理する藻場造成計画地のみであった。</p> <p>以上より、発生土の処分場は大新土木株式会社が管理する藻場造成計画地しかなく、会計法第29条の3第4項に基づき大新土木株式会社と随意契約を行うものである。</p> |
| 備考 | 契約期間は令和4年5月23日～令和4年8月26日 |